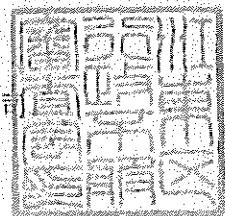


答申第5号  
令和4年5月13日

江東区長  
山崎孝明 殿

江東区行政不服審査会

会長 安念潤



行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年3月11日付3江総総第2534号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

江東区長が行った自転車撤去費用徴収処分（令和3年8月17日）に対する審査請求（諮問第5号）

別紙

## 答申

### 第1 審査会の結論

江東区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子に対して令和3年8月17日に行った、自転車の撤去手数料の免除対象外として判断した処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

- (1) 令和3年7月21日午後2時53分頃、東陽町駅付近に放置されていた防犯登録番号「城東[REDACTED]」の自転車（以下「本件自転車」という。）が撤去された。
- (2) 令和3年8月17日、処分庁より本件自転車の所有者である審査請求人の子に対して保管自転車引取通知書（以下「本件通知」という。）が発送された。
- (3) 本件通知には、本件自転車の引取りに際して、撤去等に要した費用を持参する必要がある旨記載されている。
- (4) 審査請求人は、本件自転車は令和3年7月20日午後9時半頃に盗難にあったと主張しており、同月25日に被害届が出されている。
- (5) 審査請求人は、本件自転車については、盗難直後に撤去されたものであり、本件処分を不服として、その取消しを求めている。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

本件自転車は、撤去前日午後9時半頃に盗難にあっている。盗難当日は付近を捜索するなどしており、事実上撤去前に盗難届を提出するのは困難であった。よって、本件処分の取消しを求める。

### 第4 処分庁の主張の要旨

盗難の日時が仮に審査請求人の主張の通りだとしても、江東区自転車の放置及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「条例」という。）及び江東区自転車の放置及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に照らし、本件処分に違法性はない。

## 第5 審理員意見書の要旨

- (1) 条例第15条の2に規定されている撤去手数料について、規則第11条第1号は、手数料免除の条件として、撤去された自転車が盗難されたものであり、撤去の前日までに警察署に当該自転車の被害届が提出されている時と規定している。
- (2) 本件自転車は、令和3年7月21日午後2時53分頃に撤去されているところ、審査請求人は、盗難日時は同月20日午後9時半頃に盗難にあったと主張しており、本件自転車が撤去時点で盗難されていたと認めることができる。
- (3) ただし、盗難届が出されたのは同月25日と撤去後であり、規則第11条第1号に照らしても、条例第15条の2の撤去手数料支払い義務を免れることはできない。
- (4) もっとも、審査請求人は、本件自転車が撤去の前日夜に盗難に遭い、撤去前に被害届を提出するのは不可能であった旨主張しているので、その点を検討する。審査請求人は、盗難に気が付いた後、本件自転車を探していた旨述べているが、撤去は翌日の午後2時53分であることからすれば、それまでの時間に被害届を出すことは、自転車を探すこと以外の特段の事情のない限り不可能ではなく、また、特段の事情も審査請求人からは主張されていない。
- (5) もっとも、本件審査で問題となっているような行政規則の細部まで一般の市民があらかじめ熟知しておくことは困難であることは十分に理解できるところであり、審査請求人に重大な落ち度を認めることは酷ではあるが、それ故に条例、規則の規定が信義則に反するとまでは言えない。
- (6) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第6 審議の経過

審査会は、本件諮問事件について、以下のように審議を行った。

令和4年 3月 11日 ・ 諒問書の受理  
・ 諒問庁から審理員意見書を收受  
・ 審議

令和4年 5月 13日 ・ 答申

## 第7 審査会の判断

本件処分は、条例第15条の2ただし書及び規則第11条第1号に従って行われたもので、そこに何らの違法性も見出されない。しかし、審査請求人の主張に

鑑みて、以下付言する。

確かに、盗難自転車が放置禁止区域に放置（乗り捨て）されて撤去された場合、撤去の原因となる放置状態を直接に作り出したのは、所有者ではなく窃盜者であるから、条例第15条の2にいう撤去等に要した費用（以下「撤去費用」という。）も、第一次的には窃盜者が負担すべきであるのは、理論的には当然である。しかしながらといって、所有者から撤去費用を徴収することが不合理であるとはいえない。すなわち、自転車の場合、処分庁において窃盜者を特定する手段がほとんどないため、窃盜者から撤去費用を徴することは極めて困難であるという実際的な理由に加えて、盗難の大部分が、自転車を路上などに無施錠で駐輪した結果生じていると思われるところ、もともと利用者等は道路を含む公共の場所に自転車を放置してはならない（条例第5条第1項）のであるから、所有者もまた間接的とはいえ要撤去状態を生み出したといえるからである。したがって、所有者に撤去費用の負担を求めるこには合理性がある。

また、撤去の前日までに被害届が提出されていなければ撤去費用の徴収が免除されないという規定（規則第11条第1号）に、審査請求人が不合理なものを感じることはもっともあるが、被害届の提出の時期を問わないとすれば、事実上、被害届さえ提出すれば撤去費用の徴収が免除される結果となり、盗難に遭ったのでないことを知りながら費用の負担を免れるために被害届を提出するケースを排除できなくなるおそれがある。したがって、被害届の提出時期を限定することには合理性がある。

よって、第1のとおり判断する。

以上